

令和２年７月豪雨復旧・復興本部設置要綱

（設置）

第１条 令和２年７月豪雨災害による被災者の救済及び被災地の復旧・復興のための施策（以下「被災地復旧・復興策等」という。）を、県庁の各部局が一体となって、迅速かつ強力に推進していくため、令和２年７月豪雨復旧・復興本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- （１）被災地復旧・復興策等の検討に関すること。
- （２）被災地復旧・復興策等の推進及び進捗管理に関すること。

（組織等）

第３条 本部は、次に掲げる者を置く。

- （１）本部長
 - （２）副本部長
 - （３）本部員
- ２ 本部長は、知事をもって充て、本部に関する業務を統括し、本部会議を主宰する。
- ３ 副本部長は、副知事をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が定めた順序に従い、その職務を代理する。
- ４ 本部員は、別表第１に掲げる者をもって充てる。

（本部会議）

第４条 所掌事務を円滑に行うため、本部会議を開催する。

- ２ 本部会議は、本部長が招集する。
- ３ 特定の事項について協議を行おうとする場合は、本部長が指名する副本部長及び本部員の出席により開催することができる。

（他の者の出席）

第５条 本部会議は、本部の所掌事務に関し必要があるときは、他の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第６条 本部の庶務は、企画振興部球磨川流域復興局において行う。

（委任）

第７条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和２年８月２１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年１０月１３日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１６日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年１０月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

知事公室長 総務部長 企画振興部長 熊本県理事（デジタル改革推進担当） 熊本県理事（球磨川流域復興担当） 健康福祉部長 環境生活部長 商工労働部長 観光文化部長 農林水産部長 熊本県理事（食のみやこ推進担当） 土木部長 会計管理者 企業局長 病院事業管理者 教育長 警察本部長
--